

(資料 1)

平成28年度医療情報システム研修会

医療機関における個人情報保護について

平成28年9月27日

弁護士 内嶋順一 (みなと横浜法律事務所)

<http://minatoyokohama-law.com/>

第1 医療機関と個人情報・プライバシー（秘密）保護の法体系

1 刑法の守秘義務

医師は、「守秘義務（刑法134条1項）」という法律上最も重い秘密保持義務を課せられている。

※ 刑法134条（秘密漏示）第1項

医師、薬剤師、医薬品販売業者、助産婦、弁護士、弁護士、公証人又はこれらの職にあった者が、正当な理由がないのに、その業務上取り扱ったことについて知り得た人の秘密を漏らしたときは、6月以下の懲役又は10万円以下の罰金に処する。

↓

違反の代償は刑罰。

2 民法上のプライバシー保護

(1) プライバシーとは？

非公開の私的領域、他者に知られたくない私生活上の情報（守秘義務の「秘密」と同義と解してよい）

例：病歴、疾病・・・（医療情報のほとんどはプライバシー情報）

※ 既に多くの人に知られている住所、氏名などはプライバシーに該当しない。

(2) プライバシーに該当する患者情報の取り扱い

原則、本人の同意なくして本人以外の第三者への提供は不可！

↓

本人の同意なくしてプライバシーに該当する患者情報を本人以外の第三者に提供し、民法709条の不法行為に該当した場合は、金銭賠償の責任を負う。

(3) 本人の承諾なきプライバシー情報の第三者提供は許されないのか？

「プライバシーに属する事実ないし情報の内容及び公表の態様を考慮した上、当該事実ないし情報を公表されない法的利益とこれを公表する利益とを比較衡量し、前者が後者に優越する場合に、プライバシー侵害として不法行為が成立する。（最三判平 6.2.8、最二判平 15.3.14）」

↓上記最高裁判決を通訳すると・・・

① 当該プライバシー情報の内容

例：単なる親族情報か病歴・疾病情報か

② プライバシー侵害の態様

例：閉鎖的なカンファレンスでの公表かインターネットに書込か

③ 上記①、②を考慮し、プライバシー情報が公開されない場合の利益と公開されることによる利益とを比較して、公開されることによる利益が上回れば、プライバシー侵害も違法（不法行為）とはならない。

★ 天秤理論

3 個人情報保護法による規制（後述）

第2 個人情報保護法の成り立ち

1 現行の個人情報保護法

(1) 平成15年5月成立、平成17年4月に全面施行。

(2) 民間で流通する個人情報を当該個人がコントロールできるようにした。
秘密にしておきたい情報（プライバシー情報）に限られないところがミソ。

※ 背景には、コンピューターの普及に伴う情報のデジタル化があった（大量のデータを、コンパクトにまとめて、瞬時に流通させられる）。

2 改正された個人情報保護法

(1) 平成27年9月成立、2年以内に施行。個人情報保護法初の大規模改正。

(2) 改正の背景

① 予想しなかった形態の個人情報の流通。

② 大量の個人情報（ビッグデータ）の有益利用の確保。

③ 多国間の個人情報流通を促進するためのルール作り。

(3) 主な改正点

- ① 個人情報の定義の明確化。
- ② 個人情報等の有用利用を確保するためのルール策定。
- ③ 個人情報の保護を強化（名簿屋対策）。
- ④ 個人情報保護委員会の新設。
- ⑤ 個人情報の取扱のグローバル化。
- ⑥ 5000人以下適用除外制度廃止。

↓

医療機関の皆さんにとっては、①が若干関係ある程度。

第3 個人情報保護の基本ルール

1 個人情報とは何だろう？

(1) 個人情報とは、簡単に言えば「個人が特定できる情報」。

※ 個人情報保護法にいう個人情報は「生存」している個人の情報に限られる。

① 情報の記録・表現方法は問わない。

例：紙に書いた文章、パソコンのデータ、画像（写真、図画）・・・等

々

② 他の情報と合体させることで容易に個人が特定できる場合も含む。

例：情報A：暗号化された内嶋の所得データ。

情報B：情報Aの暗号を解くための鍵データ。

↓

情報AまたはBだけを持っている者にとって、情報AまたはBは内嶋個人を特定できる情報にはならないので個人情報ではない。

しかし、情報AとBを両方持っている者にとっては、情報Aは内嶋を特定できる個人情報となる。

③ 個人識別符号を含む情報も個人情報。

例1：指紋識別データ、顔認識データ等

例2：マイナンバー、保険証番号、基礎年金番号等

④ 匿名化により「個人が特定できなくなれば」個人情報ではなくなる。

改正個人情報保護法でも一定のルールに基づく匿名化された情報の流通を認めている。

↓
しかし、単に住所氏名を墨塗しただけでは、他の情報を総合すると個人が特定できてしまう場合がある。これは「匿名化」とはいえない事に注意。

例：カルテ上の患者の住所、氏名を墨塗して、本人の同意を得ず製薬会社に医療情報として提供したが、墨塗されていなかった病歴、疾病情報、他の医療機関の受診歴などから患者が特定できてしまった。

(2) 個人情報にも、当該個人にとって重大な影響が及ぶ個人情報とそうでない個人情報がある。重大な影響が及ぶ個人情報にはどんなものがあるか？

① プライバシーに関わる個人情報

★なぜプライバシー情報は重要なのか？

↓
個人の内的な私的領域＝「私だけの大切な領域」に関わるから。これなくして「個人の尊厳」を護ることはできない。

↓
プライバシーに関わる個人情報が流出した場合、前述の「守秘義務違反」や「プライバシー侵害」により、刑罰を科せられたり、金銭賠償責任を負うこともあり得る。

↓
医療機関が扱う個人情報の中には、疾病、病歴、家族情報等々、公にされていない情報や他人に知られたくない情報が多々含まれていることに注意しなければならない。

② 要配慮個人情報（改正個人情報保護法で新たに定義された）

要配慮個人情報とは、本人の人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被った事実その他本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして政令で定める記述等が含まれる個人情報（改正個人情報保護法第2条3項）。

↓
要配慮個人情報は、「社会的差別」を背景とするカテゴリーの個人情報。従って、プライバシー情報と重なる情報もあるが、必ずしも一致す

るものではない（既に公になっている要配慮情報もあり得る）。

医療機関が扱う個人情報の中には、例えば、病歴や障がいに関する個人情報など、この要配慮情報に該当する情報が多く含まれることに注意しなければならない。

↓

要配慮個人情報は、「原則」あらかじめ本人の同意を得ておかないと取得すらできない（改正法17条2項）。他のカテゴリーの個人情報はそこまで取得要件は厳しくない。

但し、本人の同意を得なくても要配慮情報を取得することができる例外がちゃんとある。（同項1号～6号。例えば、法令に基づく場合、人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき等）。

2 どうして個人情報一般を保護しなければならないのか？

(1) 個人情報全般を保護する理由

自分の情報は自分で管理するという**情報コントロール権**を認め保護するため。情報の電子化による情報流通の変化に伴い、近年新しく認められた権利。

(2) プライバシー情報を保護する理由

プライバシー権＝私的領域を保護するため。

(3) 要配慮情報を保護する理由

不当な差別や偏見などから当該本人を守るため。**平等権**に由来する。

★ こうしてみると、やはりプライバシーに関する個人情報と要配慮情報の取扱には格別の注意を要すると考えるべき。

3 個人情報保護の原則論と例外論

(1) 原則

個人情報は、当該本人の同意により収集、管理、外部提供されるべき。

↓

すでに述べてきたように、個人情報の保護は「当該個人の人権」に由来するし、個人情報の中には、粗末に扱えば当該個人に重大な影響を及ぼす

ものも含まれているから。

プライバシー権を認めた裁判例や個人情報保護法による個人情報の取扱も、すべてこの考え方に由来している。

★ 個人情報の取扱に関するすべての出発点はここにあると考えて欲しい。

従って、医療機関が、職務上、個人情報の取得・管理・外部提供が必要となる場面では、所定の同意書等をきちんと取り付けること。

(2) 例外

個人情報の収集、管理、提供について、当該本人の同意を求めていたのでは、当該本人もしくは第三者の利益や公共の利益を害するおそれが高い場合には、本人の同意を不要とする。

例：個人情報の第三者提供の原則と例外

第二十三条 個人情報取扱事業者は、次に掲げる場合を除くほか、あらかじめ本人の同意を得ないで、個人データを第三者に提供してはならない。

一 法令に基づく場合

二 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。

三 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。

四 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

↓

医療の実務において、個人情報の取得、管理、外部提供を行う際、本人の同意が取れない場面は多々ある。

従って、普段から本人の同意なく個人情報の取得、管理、外部提供を行える場面か否かを意識しておく必要がある。

第4 具体的な場面における個人情報取扱のルールとその実践

1 個人情報取扱の目的による制限

★ 既に述べたように個人情報の取り扱いは原則本人のコントロールによってなされなければならない。よって、その前提として、本人以外の者・機関が個人情報を取り扱う場合、本人が当該本人以外の者に自己の個人情報の取り扱いを許可するか否かの判断の前提となる「取扱目的」が予め具体的に明示されている必要がある。

↓ 従って

- (1) 個人情報の利用目的は、漠然としていてはならずできるだけ特定されていなければならない。
- (2) 個人情報の利用目的は、法の定めに従い通知、公表されていなければならない。
- (3) あらかじめ定められた利用目的を超えて個人情報を取り扱ってはならない（医療業務と無関係な個人情報取扱の禁止）。

例1：医師が、診断のために、患者の生活状況を聴き取った。→○

例2：医師が、興味本位で 患者の生活状況を聴き取った。→×

↓

但し、例によって個人情報の第三者提供と同様の例外あり。

2 個人情報取得の場面において

- (1) 個人情報は、詐欺的その他不正な手段を用いて取得してはならない。
- (2) 個人情報取得における利用目的の通知又は公表

原則は、取得に際して本人に利用目的を知りうる状態に置く必要がある。

↓

但し、ここも例によって例外がある。

例えば、患者が高齢者虐待を受けている可能性がある場合、患者に虐待通報などの利用目的を知らせることにより、虐待者に虐待通報が知られてしまうなどの不都合が生じる場合等には例外的に利用目的の通知公表の必要はない。

3 個人情報管理の場面において

- (1) 個人情報は、利用目的に必要な範囲で、個人情報の内容を正確に保ち、更新するように務めなければならない。
- (2) 個人情報は、安全に管理されなければならない。

- ① 患者から見えるモニターに、前の患者の電子カルテ情報を表示したまま、次の患者の診察に入ってしまった。
- ② 患者のカルテを、他患が頻繁に出入りする検査室に放置していた。
- ③ 外部からの問い合わせに患者情報をそのまま回答した。
- ④ 業務に使用している患者データ満載のUSBメモリーを紛失した。
- ⑤ インターネットにつないだPCに患者情報をため込んでいたところ、業務上のメールを装ったメールに添付されていたウイルスソフトを開いてしまい、PC内にある患者情報がすべて外部に流失した。
- ⑥ 宛先をきちんと確認せず患者情報が載ったFAXを誤送信した。

4 個人情報本人開示の場面において

- (1) 原則：個人情報は、当該本人の求めがあったら本人に開示をしなければならない。

↓

但し、開示するのはあくまでも「本人の個人情報のみ」。本人以外の個人情報についてはすべて墨塗が基本。

↓

- ★ 他患の個人情報は墨塗が妥当だとして、医療従事者の個人情報は墨塗すべきなのか？

↓

当該開示請求の趣旨により判断は分かれるだろう。

例1：本人の認知能力の資料としてカルテ開示が求められた。

→この開示請求で必要なのは本人の医療情報のみ、故に医療従事者の個人情報は墨塗でも可。

例2：本人に施された医療措置の妥当性を検討する資料としてカルテ開示が求められた。

→この開示請求で必要なのは、本人の医療情報のみならずどの医療従事者がどんな医療を施したかという情報も必要。故に医療従事者の個人情報も開示すべき。

- (2) 例外：下記場合は本人への開示を一部又は全部拒める。

- ① 本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合
- ② 当該個人情報取扱事業者の業務の適正な実施に著しい支障を及ぼ

すおそれがある場合

③ 他の法令に違反することとなる場合

(3) カルテ開示に関し医療機関が特に注意すること

★ 医療情報は開示されることを前提に作成すること（患者が読むことを前提にカルテを書く）。

① 記載内容は正確に！

診断名を間違えて記載、処方箋を間違えて記載・・・

② 記載内容は客観的に！

エビデンスに基づかない推測だらけの記載。

③ 感情的な記載は御法度！

「クレマー患者」「面倒くさい」・・・

5 個人情報第三者提供の場面において

(1) 同一医療法人内での個人情報の流通は、第三者提供にならない。

例：会計課と医事課で患者情報をやりとりした。

(2) 個人情報を第三者に提供する場合は、原則、本人の同意が必要（実務では圧倒的にこちらが多い）。

(3) 例外的に本人の同意がなくても、個人情報の第三者への提供が許される場合がある（前述）。

以上